

市内農産物の放射性物質検査結果

【第287報】

市では、J Aとうかつ中央の協力のもと、市内産農産物の放射性物質の安全性の確保と、生産者や消費者の不安解消のため、国の交付金を活用して放射性物質分析機器（簡易型ガンマ線スペクトロメータ）を導入しました。

これは、市がスクリーニング用として実施するためのもので、食品中の放射性セシウムスクリーニング法に基づき、測定結果が基準値の2分の1である50Bq/kgを超過した場合、速やかに千葉県精密検査計画への組入れ等調整を行います。

平成30年4月13日（金）、市内産の大根の検査を実施しました。

その結果、基準値以下でしたので、お知らせします。

生産者及び消費者のみなさまには、引き続き冷静な対応をお願いします。

なお、野菜で検出された放射性物質は、ほとんどが表面に付着していると考えられるため、洗う、皮をむく、などによって汚染の低減が期待できるとされています。

○検査結果

（単位 Bq/kg）

| 栽培地 | 採取日 | 品目 | 放射性セシウム137 | 放射性セシウム134 | 放射性セシウム合計 |
|------|-------|------------|-------------|-------------|-----------|
| 鎌ヶ谷市 | 4月13日 | 大根 (路地) | 検出せず (8) | 検出せず (8) | 検出せず |
| 鎌ヶ谷市 | 4月13日 | 大根 (路地) | 検出せず (8) | 検出せず (8) | 検出せず |

注1) ()内は、測定下限値です。

2) 「測定下限値」とは、一定の測定条件において、測定結果の信頼性を確保するための最低限の数値・濃度です。

3) 「検出せず」とは、測定下限値未満の低レベル領域の数値・濃度であることを示します。なお、検出した数値・濃度が測定下限値以上の場合は、放射性セシウム合計の欄に放射性セシウム134及び137の合計値が表示されます。

○平成24年4月1日からの基準値（一般食品）

放射性セシウム：100 Bq / kg

注1) Bq / kg（ベクレル）：放射能の強さを表す単位で、単位時間（1秒間）内に原子核が崩壊する数を表します。

○測定機器

EMF 211型ガンマ線スペクトロメータ

注1) 食品中の放射性セシウムスクリーニング法において示された測定機器の性能要件を満たしています。

○測定方法

試料採取については、5地点採取方法に準じて行っています。測定については、空調を完備した恒温室に測定器を設置し、12時間のバックグラウンド測定を行い、1検体につき、約350 mlの試料を1,800秒（30分）かけて測定を行っています。

○検査方法

「緊急時における食品の放射線測定マニュアル」及び放射能測定シリーズ6「Na I（T1）シンチレーションスペクトロメータ機器分析法（文部科学省）」、「緊急時における食品の放射線測定マニュアル」に基づく検査における留意事項（厚生労働省）、放射能測定法シリーズ24「緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリーのための試料前処理法」（文部科学省）を準用しています。

【お問い合わせ】 鎌ヶ谷市市民生活部農業振興課

047-445-1233（直通）